

(仮称) 都市計画道路 伊駒アルプスロード環境影響評価準備書に対する関係市村長意見

No.	市町名	項目	意見の概要
1	伊那市	全般	天竜川及び三峰川に架かる橋梁について、環境や景観に十分配慮するとともに、伊那市の「顔」となるようなデザインとしていただきたい。
2			現状では良好な生活環境と自然環境が保全された地域を通過することが計画されていますので、当該道路による環境影響をできる限り低減するよう、この環境影響評価の手続きにおいて、宮田村から述べた意見及び事業者による調査によって得られた知見、情報等を十分に事業に反映した環境保全措置を明示していただくとともに、事業実施にあたっては今回の準備書の範囲にとどまることなく、地域住民の生活環境の変化に対する不安を払拭するための情報提供や合意形成を十分に図っていただきたい。
3		全般	自動車の走行に係る大気質及び日照阻害調査の予測地点である宮田村大田切の西側においては、高さ 8 m 以上の直壁構造の計画道路、同程度の高さの土盛り構造の現国道への取付道路、さらには北側の高さ約 20 m の段丘によって三方が囲まれることとなるため、大気質や日照阻害のみに限らず、騒音や景観など生活環境に重大な影響を与えることが予想される。 大気質の予測結果及び評価結果数値については、計画路線の西側と東側がすべて同数値となっているが、前述の地域の詳細な条件が加味された評価とはなっていない。くわえて、取付道路が急勾配であることから実際には車の発進・停止が繰り返されることが容易に推測され、大気質や騒音の予測値が予測結果を上回ることが懸念される。さらに反射音の影響も危惧される。また、本準備書では触れられていないが、当該地の通気性（通風性）、景観的な圧迫感を含めた周辺住民の生活環境が大きく悪化することを懸念する声が村民から多く寄せられている。 したがって、道路構造形式の見直しを含めた抜本的な対策を含め、環境影響をできる限り低減できうる環境保全措置を示してほしい。
4			工事用車両の運行ルートについては、国道 153 号から県道栗林宮田停車場線及び村道 16 号線を通るルートを多くの工事用車両が通過することとしているが、該当する国道 153 号の交差点には現在右折レーンがないため、今以上の渋滞が懸念される。したがって、交通渋滞を発生させない環境保全措置を明らかにしてほしい。
5	宮田村		大気質・騒音・振動の各項目において、環境保全措置として「工事用車両の分散」を実施するとしているが、分散の方法が明記されていない。もし、村内各所を工事用車両が通行することになれば、生活環境への影響や交通事故等の危惧もされることから、通行ルートについて事前に村と十分協議したうえで検討してほしい。
6			村道 16 号線は準備書によれば最大 1 日 340 台の工事用車両が通行することになっているが、現状では大型車などの通行量は極めて少なく、かつ、沿線には保育園や高齢者施設等が位置しているため、交通安全や生活環境への影響は大きくなることが容易に推測される。したがって、その影響を定量的に評価したうえで、送迎時やお昼寝時等の通行時間帯への配慮をすることや工事用車両の運行形態などについての具体的な環境保全措置を明示してほしい。
7		騒音	自動車の走行に係る騒音予測について、宮田村大久保における予測値が 69 dB に達している。現状では非常に静穏な生活環境が保全されていることを鑑みると、基準をわずかに下回るとはいいうものの、現状と比較して生活環境に重大な影響を与えることが予想される。したがって、環境影響の低減に有効な環境保全措置を明示してほしい。また、県道栗林宮田停車場線との交差点は現状より約 2 m 高くなり、車の発進時の騒音も予想されることから、県道への対策も検討されたい。なお、環境保全措置として防音壁の設置を検討する場合には、宮田村景観計画に即した形式を選択していただきたい。
8			宮田村中越における調査地点④と予測地点④が別の位置となっており整合が取れていない。（準備書本編12.2-4頁、12.2-19頁）調査地点④と予測地点④では置かれた状況が大きく違うことから、騒音調査地点④での予測の見直しを願いたい。
9			自動車の走行に係る騒音に対する予測の不確実性は少ないとから、事後調査は実施しないこととしているが、現状は静穏な地域を通過することから、事業実施後であっても必要に応じて地域住民へのヒアリング等を含めた必要な調査を願いたい。

No.	市町名	項目	意見の概要
10	宮田村	騒音	工事期間が長期に及ぶことが推察されることから、地域住民へのヒアリングを含め生活環境維持の観点から事業実施中の調査及び必要に応じた対策を願いたい。
11		振動	「12.3 振動 12.3.1 自動車の走行に係る振動」において地盤種別を全て砂地盤とした根拠について明示願いたい。
12		水質	水の濁り及び水の汚れの影響を低減するための環境保全措置において、その実施時期について、天竜川における鮎漁の時期を考慮いただきたい。
13			天竜川の底生動物のヒゲナガカワトビケラの生息が確認されており、これらは地域の文化として食用に付されていることから、生息環境への影響の軽減措置を検討願いたい。
14		水象 (地下水)	宮田村中越における通水工対策の実施に際し、具体的な方法が示されておらず、「効果の不確実性は小さい」とするのは信頼性に欠ける。具体的な方法について、将来メンテナンスの手法及び予期せぬ事象の発生に十分に対応した工事計画となるよう配慮いただきたい。
15			地下水への影響がないと予測された地域であっても、既存井戸等の水位変化が生じた場合は、必要に応じて調査及び機能補償について対応していただきたい。
16		動物	「動物の移動経路となっている連続した段丘林等では、当該樹林地を極力避けるルート設定や高架構造での通過により消失の回避を可能な限り行っている」としているが、大久保北崖線河岸段丘においては段丘南側の村道ボックスカルバートでしか移動経路がなく、対策を講じていただきたい。
17			照明の漏れ出しの抑制について、予期せぬ昆虫類が照明への走光性により集まるによって農作物への被害が生じる可能性もあるため、光源について昆虫の誘引抑制効果が認められるものを採用願いたい。
18			工事工程の検討及び段階的な土地の改変について、事業期間中でも繁殖期には営巣調査を行い、影響を低減していただきたい。
19		生態系	オオムラサキの幼虫は主にエノキを食草としているが、植生調査ではエノキの生育は確認されていない。工事の実施に際し、エノキの分布について再調査し、生育が確認された場合には繁殖の可能性、保全について検討願いたい。
20			ヘイケボタルの保全について、生息が確認された地域周辺では、水路の改修に際して羽化に必要な水路脇の土法部分の確保及び餌となるカワニナや水田に多く見られるタニシやモノアラガイが生息できる水路底を確保するなど配慮いただきたい。
21		景観	<p>景観の項目については、方法書において村長意見として提出した内容が十分に反映されていない。具体的には大きく以下の2つの点に問題があると考える。</p> <p>まず1点目は、村長意見「主要な眺望点からだけではなく道路、橋梁の存在や法面の存在等、地域（集落）などの視点場での予測評価を行っていただきたい」に対する対応である。これに対しては視点場No.20「宮田村大久保地区」の追加によって対応されたものと思われるが、本視点場は村民ですらその場所を特定することができず、代表的視点場として選定した根拠がまったく不明である上、当該視点場から天竜川方向の眺望が予測評価されていて、当該地域の重要な景観資源である段丘の眺めなどへの影響を評価することができない。そのため村長意見に対応した適切な視点場を追加することが必要である。</p>

No.	市町名	項目	意見の概要
22			次ぐ2点目は、方法書に対する村長意見として策定中の景観計画を十分に踏まえることに対する対応である。宮田村景観計画では宮田村を象徴する景観として、アルプスから西山、段丘、屋敷林、水田のつながりを感じる景観を位置づけ、具体的例として平成26年長野県が発行した「ふるさと信州風景100選」にも掲載された写真をあげている。つまり景観資源はアルプスと段丘だけではなく、それらと集落、水田を含むものである。これに対して準備書における評価では、多くの視点からの眺望に対して、アルプスの眺望を阻害していないことや、画面上の見えの大きさや小ささによって影響がないと評価している。これは宮田村景観計画において地域の景観資源として位置付けられた景観への影響を適切に予測評価したとは思われない。これに関連して各視点場の詳細な位置選定や眺望写真の撮り方についても、実際の眺めの印象から乖離があるものがある。宮田村の景観資源への影響の予測、評価として地域住民が納得できる方法での予測、評価が必要である。
23		景観	主要な眺望点として方法書で選定した大久保発電所は「大久保ダムと地点が近いため大久保ダム（18）に代表させた」としているが、大久保発電所からの眺望は宮田村景観計画や昨年まで村ホームページに掲載されていた宮田村を象徴する田園風景の眺望と重なることから、大久保発電所からの眺望点における予測評価を省略せずに行っていただきたい。
24	宮田村		予測結果の河岸段丘の地域において、景観資源の改変割合について、景観資源の特性として「段丘の際の林（段丘林）が生物多様性及び特徴的な緑の資源景観を創出」と特記されているにもかかわらず、予測結果の河岸段丘の地域では、改変割合の対象を段丘の全体面積（80 k m ² ）として改変割合を0.35%程度としている。しかし、景観上重要なのは、段丘の際の林（段丘林）であり、対象面積は段丘林の面積に対する割合として評価すべきである。
25			大久保北崖線の改変については、長さ約100m最大幅約70mに達するにもかかわらず、「景観資源の改変面積はわずかであり、資源の価値を大きく損なうものではない」と予測しているのは著しく過小評価するものである。No.23で述べた予測評価とあわせて、大規模な開削の影響について再度評価していただきたい。
26			環境保全措置の検討における「法面等の緑化」について、地域に適した樹種等の検討にあわせて、施工後の維持・管理が容易な種を選定願いたい。また、維持・管理は道路管理者が定期的に実施していただきたい。
27		文化財	「試掘・確認調査及び発掘調査の実施」について、保全が必要と思われる重要な埋蔵文化財が発掘された際には、その保存について教育委員会等と協議を行うことを明記していただきたい。
28		その他	工事に使用する搬入土は原則として圏域内からとし、有害物質及び放射性物質を含む土砂等を使用しないことを明記していただきたい。
29			外来種、地域外種の持ち込みに対して細心の注意を払うとともに、数年間の継続調査を実施し、地域種以外の樹種の生育が確認された場合には、事業者がその除去を行っていただきたい。